

## 秋田県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第37条に規定する地球温暖化防止活動推進員(以下「推進員」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (推進員の要件)

第2条 推進員の要件は、法第37条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 県内に居住、在勤又は在学する者
- 二 年齢満18歳以上の者
- 三 県が指定する研修講座を修了した者又は県、市町村若しくは秋田県地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)と連携した地球温暖化防止に関する活動実績を有する者
- 四 第6条に規定する個人情報の取扱いに同意する者

### (委嘱等)

第3条 知事は、前条各号の要件を満たす者で、推薦書(様式第1号)により市町村長又はセンター長の推薦を受けた者から推進員の候補者を選任し、同意確認書(様式第2号)により被推薦者の同意を得て推進員として委嘱するものとする。

2 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当したときは、推進員を解嘱するものとする。

- 一 前条各号の要件を満たさなくなったとき。
- 二 本人から辞任の申出があったとき。
- 三 推進員が死亡したとき。
- 四 推進員の地位を利用して政治活動、宗教活動又は営利活動をしたとき。
- 五 その他推進員として適当でないと認められるとき。

### (推進員の身分等)

第4条 推進員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の身分を保有する者ではなくボランティアとして活動を行うものとし、地方公務員法その他の法令による制限及び制約を受けるものではない。

2 知事は、推進員に対し、その身分を示す別記様式による身分証明証を交付する。

3 推進員は、推進員としての活動を行う場合においては、身分証明証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 推進員は、解嘱されたときは、速やかに身分証明証を知事に返還しなければならない。

5 推進員は、氏名を変更したとき、又は身分証明証を紛失し、汚損し、若しくは破損したときは、速やかに知事に届け出て、再交付を受けなければならない。

(任期)

第5条 推進員の任期は、委嘱を受けた日から翌々年の3月31日までとし、再任を妨げない。

(個人情報の取扱い)

第6条 県は、推進員の個人情報の収集、管理、利用等について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱う。

2 県は、前項を遵守の上、次の各号に掲げる推進員の情報を秋田県地球温暖化対策推進人材登録簿(以下「登録簿」という。)に登録するとともに、温暖化対策に係る業務上必要な範囲において、県の機関、市町村及びセンターに提供するほか、県公式ウェブサイト等で公開する。

- 一 氏名
- 二 連絡先
- 三 得意とする活動分野
- 四 その他推進員の活動支援を行うに当たって必要となる事項

(推進員の活動)

第7条 推進員は、法第37条第2項に規定するもののほか、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- 一 省エネルギー、省資源・リサイクル、その他地球温暖化防止に資する活動に、率先して取り組むこと。
- 二 センターの求めに応じ必要な協力をすること。
- 三 県が指定する研修講座等に積極的に参加し、資質の向上に努めること。

(活動支援等)

第8条 県は、予算の範囲内において、センターと連携し、推進員の活動を支援するものとする。

2 推進員は、法37条第2項に規定する活動において、住民への助言等が困難である場合は、県、市町村及びセンターへ照会するなど適切な処理に努めるものとする。

(活動実績等の報告)

第9条 推進員は、毎年4月末までに、その前年度の活動実績等を記載した活動報告書(様式第3号)を県又はセンターに提出するものとする。ただし、県が指定する研修の受講、書類の提出等をもってこれに代えることができる。

(事務)

第10条 推進員に関する事務は、県生活環境部温暖化対策課及びセンターが行う。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成15年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成19年4月12日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成29年3月13日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年1月10日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年12月21日から施行する。
- 2 改正前の規定に基づき委嘱され、令和5年12月21日において任期が存続する者については、なお従前の例による。